

## DMVベルリン地方本部の組織と活動

——第一次大戦前期のドイツ金属——機械工業の労働者状態と労働組合運動によせて——

本 山 貞 一

ドイツ労働運動史は伝統的にもつぱら労働者階級の政治運動史もしくは労働者政党史として書かれてきた<sup>1)</sup>。これにはむしろそれだけの理由がある<sup>2)</sup>。しかしこのような労働運動史のなかでは労働者大衆の日常的労働——生活条件や現実的要求と結びついた労働組合運動がいちじるしく軽視され、むしろ労働運動の理念や原則から逸脱した行動をとかくとりがちな運動として書かれることが多かった。これは労働組合運動に対する不当な取扱いであり、誤った評価ではなからうか。近年になって東西両ドイツで進められている労働者史と労働運動史の研究は、新しい関心と観点からこのような疑問に答えようとするものだといえる<sup>3)</sup>。それらはこれまで空白に近かった労働者階級の多様な差異性をふくんだ日常的労働——生活条件と現実的要求、およびこれに動機づけられた労働運動なканずく労働組合運動の矛盾にみちた実態を明らかにしようとする。しかし他面でこうした研究の成果は課題の性格上限定された範囲の個別的事例の実証的提示にとどまるものが多く、これを労働運動史の一般的展望と結びつけてどのように摂取すべきかに戸惑いを感じざるをえないことも否定できない。そこでこれらの成果を摂取するための前提として、たとえ不十分であれ特定の時代の労働運動とくに労働組合運動のある程度具体性をもった概念像を指標ないしは下絵として準備するこ

とが必要であると恐われる。

本稿ではこうした観点から、第一次世界大戦前のドイツ労働運動のひとつの類型を代表するドイツ金属労働者組合ヘルリン地方本部の組織と活動を同時代人の残した記録にもとづいて再構成し、最近の諸研究を採取するための指標的概念像を検出することを試みたい。

- (1) 古くはE・メーリンツ、E・ヘルンシュタインの古典的著作、戦後にはDie Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung in acht Bänden, hrsg. von Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Berlin 1966; Dieter Fricke, Die deutsche Arbeiterbewegung 1869-1914. Ein Handbuch über ihre Organisation und Tätigkeit in Klassenkampf, Berlin 1976.
- (2) ミッサーノの全ドイツ労働者協会Allgemeiner deutscher Arbeiterverein, ADAV(一九六三年)以来、ドイツでは後進国の特殊な条件を反映して何らかのいみでの体制変革をめぐる政治的労働運動が優越してきた。マルクス主義の教義はこのことの正統性を弁証するものと考えられた。そのドイツの歴史学が伝統的に政治史中心であったという事情も見逃せなからう。われわれも労働運動における政治的側面の重要性を否定するものでない。しかし労働運動史のなかで政治運動だけを過大に評価し、労働組合運動をほとんど省くような結果となつてきたことは異議を申さねばならぬことである。Vgl. Arno Klönne, Die deutsche Arbeiterbewegung. Geschichte, Ziele, Wirkungen, Düsseldorf, Köln 1981.
- (3) すべからずの成果を蓄積せねばならぬが、同じく次のものをあつちあへ。Werner Conze und Ulrich Engelhardt, hrsg., Arbeiter im Industrialisierungsprozeß. Herkunft, Lage und Verhalten, Stuttgart 1979; dies., hrsg., Arbeiterexistenz im 19. Jahrhunderts. Lebensstandard und Lebensgestaltung deutscher Arbeiter und Handwerker, Stuttgart 1981; Hartmut Zwahr, hrsg., Die Konstituierung der deutschen Arbeiterklasse von den dreißiger bis zu den siebziger Jahren des 19. Jahrhunderts, Berlin 1981; vgl. mehrere Beiträge im Archiv für Sozialgeschichte, Bonn 1961ff., bes. Beiheft 8 (Klaus Tenfelde und Gerhardt A. Ritter, hrsg., Bibliographie zur Geschichte der deutschen Arbeiterschaft und Arbeiterbewegung 1863 bis 1914).

ドイツ金属労働者組合Deutscher Metallarbeiter-Verband(以下ではDMVと略記)は一八九一年の結成と同時にベルリンに地方支部を設置し、産業別労働組合主義の原則にもとづいてベルリン―ブランデンブルグ地方の全金属労働者の統合組合の建設にのりだした<sup>(1)</sup>。しかし二年後にベルリン支部が地方本部に格上げされた時にも組合員数は五〇〇人を数えたにすぎず、その後さらに数年間にわたって組織の拡大は伸び悩んだ<sup>(2)</sup>。その主要な原因のひとつは、職種別組合主義と地方主義に立脚する既存の金属労働者組合の抵抗にあった。

ベルリンの金属労働者はすでに一八四八年にさかのぼる労働運動の歴史と伝統をもち、とくに一八六〇年代から一八七〇年代前半にかけてのドイツにおける最初の労働運動の高揚期に、全国的な運動の中心として活動した経験をもっていた<sup>(3)</sup>。しかし大不況期の経済停滞と社会主義鎮圧法による弾圧のもとで労働運動の組織はほとんど壊滅状態に追いこまれ、一八八〇年代には沈滞とあきらめの感情が支配的だったといわれた。それでも八〇年代後半になると経済の緩やかな好況局面への移行、弾圧のなしくずし的な弛緩、それに何よりも長年にわたって続いた不当な労働―生活条件への労働者の不満の高まりによって、しだいに労働運動は復活のきざしをみせ、小規模なストライキ運動や組織活動が再開された。一八八五年に結成されたベルリン金属労働者協会Vereinigung der Berliner Metallarbeiterはそうした小さな組織の連合体であったが、弾圧と組合員の消極的態度のためにまもなく解散に追い込まれた<sup>(4)</sup>。一八八八年には労使紛争の犠牲になった労働者の救済を目的として全金属労働者協会Allgemeiner Metallarbeiter-Verein

が結成され、一八八九年初には会員数一、〇五〇人を数えた。同じ頃ベルリンには少なくとも五つの金属労働者の職種別地方組合(鍛冶工組合、ブリキ工組合、金属労働者組合、金具工・機械工組合、やすり工組合)が存在し、その組合員数は合計九、二五五人を数えた<sup>(5)</sup>。一八九一年にこれらの職種別組合が連合して全ベルリン金属労働者同盟 *Verband aller in der Metallindustrie beschäftigten Arbeiter Berlins und Umgegend* を結成した。この団体は同年の全ドイツ金属労働者大会(フランクフルト・アム・マイン)に代表を送ったが、大会がDMVの結成を決議した時にそれへの加入を留保した。その理由として主張されたのは、1、「特殊ベルリンの事情」による地方組合主義の合目的性、2、職種別組合主義の有効性、3、DMV組合費負担の過大であった<sup>(6)</sup>。DMVが綱領にかかげた産業別全国統一労働組合の理念は、古い労働組合運動の伝統をもつベルリンの職種別地方組合には非現実的なものとして受け容れられなかった。一八九三年にDMVがベルリン支部を地方本部に昇格させて地方組合の統合をはかった時も、ベルリンの職種別組合はDMVへの参加を拒否した。このいきさつのなかでそれまで「共通の利益にもとづく協力関係」を形成してきたDMVと職種別地方組合の関係が一時的に悪化し、DMVは全ベルリン金属労働者同盟との「カルテル」の解消を宣言し、他方同盟はDMVに反対する態度を明らかにした<sup>(7)</sup>。この時点ではまだ労働組合活動が全般的に低調であり、また全ベルリン金属労働者同盟のほうが組合員数と資金力でDMVを凌駕していたため、職種別地方組合の枠をこえた金属労働者の全国的統一組織の可能性、必要性、有効性が一般的に実感されなかった。

ベルリンにおけるDMVの初期の活動と組織が相対的に成果をあげなかったもうひとつの原因として、ヒルシュ＝ドワンカー系金属労働者組合 *Hirsch-Dunckerscher Gewerksverein* の存在と影響力があった。ベルリンにおけるヒルシュ＝ドワンカー系金属労働者組合の勢力は組合員数ではさほど大きなものではなかったが、ベルリンが同組合の発

祥の地であること、社会主義鎮圧法による弾圧をうけなかったこと、一部の有力な経営者や経済学者の援助をうけていたこと、組合員に高賃金の熟練労働者が多かったことなどにより堅実な組織を確立し、未組織労働者や一般世論に對して一定の影響をもつていた<sup>8)</sup>。この組合は自由主義的労働觀にもとづいて集團的自助と労使協調を主張し、労働者階級の独自の利益と権利を主張する戦闘的な労働組合と對立した。このことは労使紛争が重大化した局面で、しばしばスト破りなどの形で労働者の結束を乱す原因となり、紛争の一方の当事者となった職種別地方組合の存在を脅やかした。したがって既存の職種別地方組合は組織防衛上、DMVへの統合という結果が未知数の冒険にふみきることをためらわざるをえなかった。急激な組織の再編は、組織の壊滅をもたらす恐れがあった。一八九五年頃活動を開始したキリスト教系ベルリン金属労働組合[Christlich-Sozialer Metallarbeiterverein in Berlinや、「黄色」(公社)組合Gelbe-Werkvereinenも、影響力は小さかったが同じ傾向を強める作用をした<sup>9)</sup>。こうした事情のもとでベルリンの金属労働者たちは、DMVよりも全ベルリン金属労働者同盟のほうに彼らの利益のためのより効果的な闘争の組織化を期待しつづけた。

しかしこのような職種別地方組合とその組合員のDMVに対する抵抗や消極的態度は、現実の労働争議の経験や日常的活動の実践をつうじて打破され、解消していった。その重要な契機となったのは一八九七年の鋳型工ストライキ(後述)で、このストライキの経過のなかでDMVが全国組織として示した強力な支援活動の力がベルリンの金属労働者に強い印象を与え、労働組合の全国的統一の必要性を広く認識させた。同年末、全ベルリン金属労働者同盟はDMVへの合同を決議して解散した<sup>10)</sup>。これによつて同盟参加のすべての職種別地方組合がいっせいにDMVに合流したわけではなかったが、ベルリン金属労働者の最大の労働組合組織としてのDMVベルリン地方本部の地位はこの時点

で不動のものとなり、その後の急速な組織的發展が約束されたといつてよい。これを組合員数の増加にみると、一八九六年末の四、一二二人が一八九七年末には一万〇、五六一人といつきに倍増し、一八九九年には一万六、六八三人となり、すでにDMVはベルリン最大の労働組合になった。その後も組合員の増加はいちじるしく、一九〇五年末五万七、四一三人、一九一〇年末七万九、八五四人、そして一九二二年末には第一次大戦前の最大の九万一、七八四人を記録した。

このような組合員の増加にともなつて組織の整備と活動の強化がすすめられた。一八九七年以後、職種別地方組合のDMVへの吸収統合をより円滑に推進するために地方本部に職種別部会Fachbrancheを設置し、職種別組合の伝統や慣行を継承しながら職種に特殊な問題の解決をはかった。また組合員の増加がいちじるしい街区に地区支部Ortsverbandと支払事務所Zahlungsstelleを設置し、さらに一九〇一年以後役職員の専従化をすすめて、活動の強化と一般組合員に対するサービスの充実に努めた。こうした努力の成果を一九二一—二三年のDMVベルリン地方本部活動報告<sup>④</sup>から要約すると、次のとおりである。

一、組合員 一九二二年末の組合員数九万二、七八四人は前述のように戦前期の最大であり、組織率(全ベルリン金属労働者に対するDMV組合員の比率)は五〇%をこえた。しかし翌一九一三年には景気後退の影響により新規加入者二万四、七七六人に対して脱退者(組合費滞納による者が大部分)二万七、八三一人を数え、同年末の組合員数八万八、七二九人となつて、DMVベルリン支部発足以来はじめて前年比三、〇五五人の減少を記録した。このことは組合員の高い流動率—低い定着率(後述)とともに組織力の限界を示すものといつてよいが、しかしDMVベルリン地方本部がDMVのなかではもちろん、ドイツのすべての労働組合のなかでも最大の地方組織であつたことには変わりがない。

かつた<sup>44)</sup>。

二、組合財政 組合員の増加にともなつて組合財政の規模も膨張し、一九一三年会計年度の財政収支は収入三三一万〇、二〇五マルク、支出三二九万五、四七三マルク、積立金(次年度繰越金)一五六万二、六九九マルクの規模にたつた。その内訳を主要な項目についてみると、まず収入では組合員三二〇万七、九三九マルク、加入時納付金一万〇、二二三マルク、利子収入七万七、三五四マルク、その他雑収入二万四、六八〇マルクである。支出では共済給付金二三五万三、〇二三マルク(内訳は後述)、DMV中央本部会計納付金四〇万四、二五六マルク、所属団体負担金三万二、三四九マルク、役員俸給、日当、謝金等件費二五万五、一八〇マルク、旅費、通信費四万三、一〇八マルク、家賃、光熱費等八万四、九一七マルク、その他活動費(印刷費、集會費、選挙運動費等)一二万三、六四〇マルクであつた。財政面でみるかぎり、共済金庫会計にかなりの赤字が記録されたこと(後述)を別にすれば、経済不況と失業組合員の増加にもかかわらず積立金を前年比で一三万二、一四一マルク増進しすることができ、堅実な推移を示した<sup>44)</sup>。

三、賃金 労働条件改善のための運動(ストライキ・ロックアウト・賃金協定) 一九一三年にDMVベルリン地方本部が指導し、または関係した賃金 労働条件の改善または改悪阻止のための運動および労働争議は一八六件、そのうち、ストライキ八二件(攻撃的三〇件、防衛的五二件)、ロックアウト六件、ストライキをともなわない運動九八件(攻撃的七八件、防衛的二〇件)であつた。これを運動参加者数でみるとストライキ参加者四、五七四人(うちDMV組合員三、八〇九人)、ロックアウト対象者九六二人(同八三一人)、ストライキをともなわない運動の参加者二万八、一一九人(同二万三、一九六人)、合計三万三、五五五人(同一万七、八三六人)で、ストライキとロックアウトによ

るDMV組合員の損失労働日数六万四、二二一日、損失賃金総額三八万九、五七四マルクにたつた。これらの数字を前年(一九二二年)と比較すると、不況への転換を反映して次のような変化がみられた。①攻撃的運動が大幅に減少し(二四二件↓一〇八件)、これにともなつて運動全件の件数(三二八件↓一八六件)と参加者数(三万六、四〇七人↓三万三、五五五人)が減少した。②他方、防衛的運動はわずかな減少にとどまり(八六件↓七二件)、防衛的運動の参加者数(八、二九四人↓一万八、七一七人)と防衛的ストライキおよびロックアウトによる損失労働日数(二万〇、七三五日↓五万五、二三七日)がいちじるしく増加した。③ストライキの期間が大幅に長びく傾向がみられた(一九二三年の一件当たりの平均期間は攻撃ストライキ二〇・四日、防衛ストライキ二五・九日、ロックアウト一五・〇日)。ともあれこのような一九二三年の運動の成果として、七、九一一人の労働者の賃金が平均週当り六三プフェンニヒ(約二%)引き上げられ、一、七六三人の労働時間が週当り二・二時間短縮されたほか、六、一七九人の労働条件が何らかの点で改善された。また同年中に八、四一三人の労働者を対象とする賃金協定が新しく締結され、この結果同年未現のDMVベルリン地方本部は三万一、三四四人を対象とする二一九件の賃金協定を二、六八二企業との間で締結していた。なお、これらの運動のうち主要なものの内容と経過について、後節でみることにする<sup>40)</sup>。

四、共済活動 組合財政の状態にはつきりみられたように、共済活動はDMVベルリン地方本部の活動のもう一方の柱であり、社会保険に欠落していた失業保険に相当する失業手当、ストライキ中の労働者のための生活補償手当(ストライキ手当)、疾病・傷害による無収入期間の生活扶助手当(疾病手当)を主要な内容としていた。これらの給付状態を一九一三年についてみると、まず失業手当としてのべ四万三、三六四人を対象に総日数二一八万五、六九四日分の合計一一八万八、五一九マルクが給付された。受給者一人当りにすると二七・三日分、二七・四マルク、一日当り一・



○マルクとなる。次にストライキ手当は五、五三六人の労働損失日数六万四、二二一日に対して合計三七万六、〇三四マルク、一人当りにして一一・六日分、六七・九マルク、一日当りにして五・八マルクが給付された。このほかストライキその他の紛争にともなう被解雇者の救済のために八万九、九六四マルクが支出された。このことからストライキ労働者の支援が共済活動のなかでも特に重要視されていたことがわかる。最後に疾病手当は、疾病・傷害のため就労不能となった組合員のべ二万二、八七四人の無収入総日数五九万四、五〇八日に対して合計六一万三、六〇九マルク、一人当りにして二六・〇日分、二六・八マルク、一日当り一・〇三マルクが給付され、また死亡者四二二人の遺族に埋葬費として合計二万二、六八〇マルク、一件当り五一・四マルクが給付された。以上の諸手当給付に若干の特別給付を加えると一九一三年の共済給付金額は二三五万三、〇二三マルクにたつし、支出総額の七一・四%を占めた<sup>10)</sup>。

五、その他の活動 右のほかにD M Vベルリン地方本部および下部組織がおこなった活動で注目すべきものをあげれば次のとおり。①労働紹介。失業申告者のべ四万八、七三六人に対して五、七三四件の就職口を紹介した。②権利保護。ストライキ等の運動や活動によつて逮捕、拘禁、起訴、加罰された組合員の権利保護のために、組合財政から一万二、九八八マルクを支弁した(人数、件数は不明)。③大会、集会、会議。メーデーその他の公開示威集会六件、各種組合員集會五五八件、職場集會二万二、三六四件、各種役員、活動家会議二、二六二件。④教育文化活動。機関紙・印刷物の発行・配布、労働組合会館、組合学校、講演会、組合図書館の運営、祝賀会、展覧会、運動会、遠足等組合員のための催し物の開催。これらの活動の多くは他の労働組合や労働組合カルテルとの密接な協力関係のもとにおこなわれた<sup>11)</sup>。

右のようにみえてくると、第一次世界大戦の直前までにD M Vベルリン地方本部の組織と活動が組合員のみならず、

ベルリンの全金属労働者の労働 — 日常生活のなかに深く根をおろし、彼らの利益、権利、生活にとって不可欠な存在としての力量を巨大な組織と多様な活動の基礎の上に育てあげていたことが明らかである。それと同時にまたこのよ  
うな力量が、労働者大衆の労働 — 生活条件の改善を求める要求に根源をもち、雇用主の経済的社会的力に対抗して労働者利益を主張し実現する運動のなかで方向づけられ、訓練され、蓄積されてきたものであつたことも明らかであろう。そうだとすれば、労働組合としての力量は組織の巨大さや活動の多様性あるいは財政力によるよりも、雇用主利益に対抗して労働者利益をどこまで、あるいはどのように実現することができるか、さらにより根源的にはこのための運動に労働者大衆をどれだけ、あるいはむしろどのように動員できるか、ということがよつて測られねばならないであろう。次にこのような視点からベルリン金属労働者とDMVベルリン地方本部の運動に注目してみよう。

- (1) ベルリン労働運動史の全般的動向については、Vgl. Eduard Bernstein, Die Geschichte der Berliner Arbeiterbewegung, Ein Kapitel zur Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, in 3 Bänden, Berlin 1907/1910, hier insbes. Band 2, S.257ff. (9. Kapitel)。
- (2) 組合員数は一八九四年一六二二人、一八九六年四二二二人と増加したが、既存の職種別地方組合(一八九六年に合計で九〇五五人と比較して勢力は伸び悩んだ。Deutsche Metallarbeiter-Zeitung (以下はDMAZと略記), Nr. 17/1894, Nr. 14/1897, Nr. 22/1897.
- (3) Bernstein, a. a. O., S. 66ff.; vgl. Wolfgang Rensch, Handwerker und Lohnarbeiter in der frühen Arbeiterbewegung, Zur soziale Basis von Gewerkschaften und Sozialdemokratie im Reichsgründungs Jahrzehnt, Göttingen 1980, S. 158ff.
- (4) DMAZ, Nr. 42/1885, Nr. 28/1887.
- (5) 鍛冶工組合、一三〇〇人、ブリキ工組合一、二〇〇人、金属労働者組合六、一〇〇人、金具工・機械工組合五五〇人、やすり工組合一〇五人。Fritz Schulte, Die Entlohnungsmethoden in der Berliner Maschinenindustrie, Berlin 1906, S. 71.
- (6) DMAZ, Nr. 14/1893, 前述の組合費はDMVが一五、ハンニコ、地方組合が一〇、ハンニコ(3ヶ年分)。(注)。
- (7) DMAZ, Nr. 17/1893; vgl. Maria Borgmann, Betriebsführung, Arbeitsbedingungen und die soziale Frage. Eine Untersuchung zur Arbeiter- und Unternehmensgeschichte in der Berliner Maschinenindustrie zwischen 1870 und 1914 unter besonderer Berücksichtigung

- tigung der GroÙbetrieb, Frankfurt a. M. 1981, S. 146.
- (8) Schule, a. a. O., S. 70f.
  - (9) Siegfried Nestripke, Die Gewerkschaftsbewegung, Berlin 1919, S. 577ff.; vgl. auch Willy Albert, Fachverein, Berufsgewerkschaft und Zentralverband, Bonn 1982, S. 359ff. und S. 463ff.
  - (10) DMAZ, Nr. 40/1897, Nr. 42/1897.
  - (11) Borgmann, a. a. O., S. 147.
  - (12) Der Deutsche Metallarbeiter-Verband im Jahre 1913. Jahr- und Handbuch für Verbandsmitglieder, hrsg. von Vorstand des DMV, Stuttgart 1914, Anhang. Berichte aus Agitationsbezirken, S. 181ff.
  - (13) Ebenda, S. 195f.
  - (14) Ebedda, S. 197f.
  - (15) Ebenda, S. 181ff.
  - (16) Ebenda, S. 193ff.
  - (17) Ebenda, S. 192, 194 u. a.

—

ここでは一八八九年から一九一三年までのベルリン金属労働者のストライキ運動とこれに対抗する雇用主側のロツクアウトのうち、世論の関心を惹きかつその時どきの情勢を代表したといえる主要な事例の概況を要約しておくことにしよう。

一八六〇年代末から一八七〇年代初にかけて大きな高揚をみせたベルリン金属労働者の運動は、一八七三年恐慌に始まる経済不況、テッセンドルフの指揮下での検事局による厳しい取り締り、そして社会主義鎮圧法による弾圧のた

めに十数年間の沈滞をよぎなくされ、一八八〇年代後半にいたって景気回復、弾圧の弛緩がみられるなかでようやく新しい胎動をみせ始めた。一八八〇年代末の次の三つのストライキ運動は、運動の担い手がかつての熟練労働者からしだいに半・不熟練労働者に拡大しつつあったことを示している。

自動旋盤工ストライキ（一八九九年） 経済不況の圧力をとくに強くうけてきた半熟練工の不満が爆発する形で一工場のネジ旋盤工、ファソン旋盤工が最低賃金保障、超過労働の制限と割増手当、日曜労働の廃止を要求して、四月から六月までストライキを實行した。しかしこのストライキは準備と指導体制を欠いたためにストライキ労働者は孤立させられ、何らの成果もなく完全な敗北に終わった<sup>(1)</sup>。

ヤスリ工ストライキ（一八九九年） 七月に一工場のヤスリ工が賃金引上げを要求してストライキに入ったのに続いて、多くの工場のヤスリ工が同じ要求をかかげて一〇月まで波状ストライキをおこない、雇用主からそれぞれ譲歩をひきだすことに成功した<sup>(2)</sup>。

B M A G 鋳型工ストライキ（一八九九年） 職長制度の欠陥を指摘して改善を求めた鋳型工を会社が解雇したのに抗議し、同じ職場の労働者が一〇月から一二月にかけてストライキをおこなった。これに対抗して会社側はベルリン金属工業連盟と提携してブラックリストにもとづく共同ロックアウトを実施し、ストライキ労働者の職場復帰をいっさい拒否した。このためストライキは成果なく労働者側の敗北に終わった<sup>(3)</sup>。

右の三つの事例のうち第一のものは半熟練労働者がおこなったストライキとしてはじめて注目されたものであったが、代替容易な労働力であるため労働者間の競争が激しく、雇用主に対抗してストライキを維持し要求を實現することがきわめて困難であったことを示している。これに対して第二の事例の熟練職種の場合、他工場の労働者と共同行

動をとり雇用主から譲歩を獲得することが相対的に容易であったといえる。しかし第三の事例は熟練職種であっても大企業を相手とする場合は雇用主側の強力な対抗手段にぶつかり、要求の実現が困難であったことを示す。とくにこの場合、はじめて雇用主団体が労働者のストライキに対抗して一工場のロックアウトを組織的な共同ロックアウトによって支援したことが注目された。他方、労働者側はこうした雇用主側の組織的手段に対抗するためにはそれまでの小規模な職種別組合では不十分であることを痛感し、強力な統一的労働者組織の確立をめざす動きを開始した。その結果として、一八九一年には全ベルリン金屬労働者同盟が結成された。

しかしこの間に経済は再び不況に転じ、一八九〇年代前半は労働運動にとって不利な条件が重なったために小規模なストライキが散発したにとどまった。新しいストライキ運動の波は一八九〇年代後半、景気の回復とともに始まる。

金具工・機械工ストライキ(一八九六年) 多数の工場で労働時間の短縮を要求する金具工、機械工のストライキが続発し、かなりの工場で要求が認められた<sup>(4)</sup>。

鋳型工・中子工ストライキ(一八九七年) 労働者の過失によらない不良品に対する賞金補償、補助要員の十分な配置、労働者との合意による請負単価の決定、ストライキ参加者に対する報復の排除を要求して、二四工場の鋳型工・中子工六七〇人が九月二四日からストライキに入った。これに対して雇用主側はベルリン金屬工業連盟のもとに特別対策コミッションを設置してその指揮下に共同歩調をとり、労働組合を交渉相手としないこと、これに違反した雇用主を課徴金その他によって制裁するという方針をうちだして、強硬な対決姿勢を示した。このために争議はさらに重大化する恐れが生じたが、ベルリン営業裁判所が仲裁にのりだして労使同数構成の交渉委員会が発足することに、一〇月五日ストライキは中止された。その後、労働組合代表が参加する交渉委員会において雇用主

側が譲歩する和解が成立し、その結果としてベルリン金属工業における最初の賃金協定が締結された<sup>6)</sup>。

金属労働者ストライキ(一八九九年) 賃金引上げ、九時間労働制を要求する多数の工場の金属労働者一、三〇〇人が一月初めからストライキに入り、その後ストライキ参加者は二、五〇〇人にまで増加した。同月中旬までに四四工場の労働者約一、〇〇〇人について妥協が成立したが、その他の労働者については要求の実現が困難と判断したDMVがストライキの中止を働きかけ、ストライキ参加者はこれに従ってストライキを中止した<sup>6)</sup>。

右の一八九〇年後半の事例には新しい特徴としてストライキの組織性、計画性がみられ、またこれにともなう参加者数の増加を確認することができる。とくに一八九七年の鑄型工・中子工ストライキはベルリン金属労働者運動のひとつの画期をなす内容をもっていた。すなわち①労働組合(全ベルリン金属労働者同盟所属の鑄型工組合)が事前に要求を明確にうちだして多数の労働者に運動への参加を組織的に呼びかけた。②DMVが全国的規模の支援活動を展開し、ストライキ労働者だけでなくベルリン金属労働者のあいだに強い影響力を確立した。この結果同年末には全ベルリン金属労働者同盟のDMVへの統合が決定された。③指導部の統制のもとにストライキが比較的短期間に終結された。④ベルリン金属工業における最初の賃金協定の成立は、事実上雇用主および雇用主団体による労働組合の承認をいみした。これらのことがらはベルリン金属労働者の運動が新しい質を獲得しつつあったことを示すものといえよう。他方、雇用主側ではこの時期以降、労働組合を単純に否認するだけでは問題が解決されないことを認識し、一方で交渉相手として労働組合を事実上承認しながら、他方で雇用主団体に結集して組織的労働運動に対抗する手段の強化をはかった。労資関係は新しい時代を迎えようとしていた。

一九〇〇／〇一年の恐慌とそれに続く不況のもとで大企業は産業の近代化合理化を強力に推進し、同時にこれに抵

抗する労働運動との対決姿勢を強めていったが、しかし他方で中小企業は労働運動との妥協をはからねばならなかった。

アルトマン社ストライキ(一九〇二年) 生産方法の改善にあわせて実施を計画していたプレミアム賃金に反対して、旋盤工、機械工がストライキを實行、計画を撤回させた<sup>(7)</sup>。

ドイツ・ニレス社旋盤工ストライキ(一九〇二年) 新鋭機導入にともなう請負単価の引下げに反対して旋盤工三〇〇人が八月初めからストライキを實行、会社側はロックアウトとスト破り導入によって対抗したが、スト破り労働者の技能が低く機械の故障が続出して、結局ストライキ労働者との交渉に応じざるをえなかった。六週間後にストライキは労働者に有利な結果をもって終結した<sup>(8)</sup>。

彫金工・金細工工ストライキ(一九〇三年) 最低賃金保障、九時間労働制、二五%超過労働手当、営業不振時の解雇にかわる短縮労働を要求して多数の工場の彫金工、金細工工約三、〇〇〇人が九月初旬からストライキに入った。まもなく中小企業一三七工場の雇用主が労働者の要求を承認したが、他の四〇工場の雇用主は営業裁判所に調停を求め、調停官立会いのもとでの労使交渉の結果双方が譲歩した賃金協定が成立した。しかし少数の有力な大工場はこの賃金協定をなお拒否してロックアウトを実施し、ベルリン金属工業連盟がこれを応援した。このためこれらの工場では、ストライキは八週間続行されたが、一月初旬に資金不足のため中止された。このストライキはそれまでのベルリン金属労働者によるものとして最大規模となったが、一部の雇用主の強力な対抗手段におつかつて部分的な成果をえたとどまつた<sup>(9)</sup>。

鑄型工ストライキ(一九〇四年) B M A G社で賃金・労働条件の改善を要求した鑄型工代表が解雇されたのに抗

議して鑄型工多数がストライキに入り、その後同社の受注を肩代りした他社の工場に鑄型工の同情ストライキがひろがった。雇用主側がこれに対抗してベルリン金属工業連盟所属工場の鑄型工を共同ロックアウトしたため紛争は拡大し、ストライキ開始二週間後の八月二三日現在二七工場でストライキ、労働者一、五〇〇人がロックアウトされた。しかしまもなく営業裁判所の斡旋による労使交渉がおこなわれ、労働者側の要求に譲歩する合意が成立した<sup>10)</sup>。

電気工業ストライキ(一九〇五年) 賃金引上げを要求して九月四日からAEG社倉庫労働者三〇〇人が、同月九日からS&H社の工具工が、そして同月一九日からS&H社のネジ旋盤工一七〇人がそれぞれ独自にストライキに入った。これに対抗してAEG、S&H、SSWの三大電気工業会社が合同対策コミッションを設置して共同歩調をとり、九月三〇日まで全工場を閉鎖し合計三万三、〇〇〇人の労働者をロックアウトした。これによって争議はいつきに拡大し首都ベルリンをゆるがす大事件となった。一〇月初頭ベルリン市長の仲介で労使交渉がおこなわれたが決裂、会社側は一〇月一四日以降ベルリン金属工業連盟所属工場の全面ロックアウトを予告した。このロックアウトが実行された場合、対象となる労働者は六万人にたっし、事態がさらに深刻化することが不可避となったため、DMV指導部はストライキを中止勧告するにいたった。ストライキ労働者は一〇月一二日から一三日にかけて長時間の大衆討議のあと、ストライキの中止を決定した<sup>11)</sup>。

鑄造工場ストライキ(一九〇六年) 全ドイツ金属工業連盟がメーデーに参加した労働者を五月七日までロックアウトしたことに抗議し、五月八日以降多数の鑄造工場の労働者が賃金引上げを要求するストライキによって反撃を試みた。しかし雇用主側が共同で全面ロックアウトを予告し強硬な対決姿勢を崩さなかつたために、三週間後にストライキは崩壊した<sup>12)</sup>。



金屬労働者ストライキ（一九〇六年） フロール社、ドイツ・ニレス社、ハルトウンク社ほか多数の機械工場の金屬労働者が賃金引上げ、九時間労働制、超過労働手当を要求して七月から八月にかけて重点ストライキを実行し、雇用主側から譲歩をひきだすことに成功した<sup>44</sup>。

右の事例にみられるように一九〇〇／〇一年の恐慌以後の金屬—機械工業の労資対抗関係は、新生産方法の本格的な導入を基礎にしていくつかの新しい特徴的傾向を示した。①雇用主側が新生産方法の条件に適合的な賃金形態とそれによる労働強化を推進したのに対し、労働者側は実収賃金の引上げ、最低賃金保障、労働時間短縮（九時間労働制、超過労働の制限）を要求した。こうした労使双方の要求は産業発展を基礎に交渉によって妥協が成立するケースが増加した。②このような妥協の結果は、一定期間の休戦協定をいみする賃金協定の形をとった。それは雇用主にとつては労働力の安定的確保を、労働者には一定の明確な賃金労働条件の基準を、それぞれ保障するものであったから、賃金協定の件数が急速に増加した。③しかし他面で労使双方の組織の拡大強化が進んだ結果、いったん交渉が決裂した場合には争議がいつきに大規模化する傾向があらわれた。一九〇五年の電気工業争議がその典型であった。そしてこのような大争議の場合、大企業が労働者に対して強圧的な態度をとり全面ロックアウトによってでも労働運動の息の根を止めようとしたのに対して、中小企業は譲歩してでもストライキの早期終結と労働組合による紛争の統制を求めた。雇用主側で大企業と中小企業の利害対立が表面化するようになった。④労働組合—DMVはこのような事情を利用して中小企業のあいだに急速に組織と影響力を伸すことができたが、その反面で大企業労働者に対する態度に矛盾が生じざるをえなかった。DMVは大企業との正面衝突を避けるために労働者にストライキの自己抑制を求め、必要最少限の範囲で重点ストライキを実行する戦術をとったが、このことは大企業労働者にはDMVじたいが労働者利益を抑

圧するかに映ることが少なくなかった。とくに大企業内で多発した小規模な紛争や自然発生的ストライキに対して、DMVが組織を守る観点から距離をおく態度をとったことは、大企業労働者のDMVに対する不信を強める要因となつた。そしてこうした労働者たちのあいだからより戦闘的な労働組合を求める動きが始まつた。

右のような傾向は一九〇七／〇八年の恐慌以降も持続した。しかし不況が長びき景気回復が緩慢であつたために、一般的にストライキ運動は低調に推移した。

DWMF社ストライキ(一九〇八年) 営業不振を理由とする一〇%の賃金引下げに反対して工具工と調整工が一月末からストライキに入り、これに反対して雇用主側がこれら労働者のロックアウトを実施した。しかし続いて同社の五工場の労働者約二、〇〇〇人が同情ストライキをおこなつたために雇用主側が譲歩し、賃金引下げ幅を五%に圧縮することで妥協が成立した<sup>(4)</sup>。

金具製造業ストライキ(一九〇九年) 金具製造業の賃金協定の更改に際して雇用主側が労働条件の切下げを求めたのに反対して、六月下旬から金庫金具工が、さらに八月初めから建築金具工がストライキに入った。雇用主側はこれに反対して金具工約二、〇〇〇人をロックアウトしたが、八月中旬に労使交渉によつて賃金引上げを認める新しい賃金協定が成立した<sup>(4)</sup>。

ボルジヒ社鑄造工場ストライキ(一九〇九年) 請負単価引下げに反対して鑄型工、中子工、砂工一四一人がストライキに入り、これに反対して雇用主側は鑄造工場の全労働者四五〇人をただちにロックアウトした。さらに雇用主側は全工場の労働者三、五〇〇人のロックアウトを予告したが、その後の労使交渉において、生産条件の変更にともなう請負単価の変更の際には従来の平均賃金を考慮するという合意が成立し、争議は収拾された<sup>(4)</sup>。

建設鉄筋工ストライキ(一九一一年) 九時間労働制、最低賃金保障、二五%の超過労働手当、請負制の改善を要求してシユテフェンネル社ほか多数の建設会社の鉄筋工約二、〇〇〇人が、四月から八月にかけて波状ストライキを実行した。会社別の労使交渉の結果労働者の要求の多くが認められたが、統一的な賃金協定の成立にはいたらなかった<sup>10)</sup>。

鑄造工場ストライキ(一九一二年) 九時間労働制、二五%の超過労働手当、請負実績にみあった時間賃金保障、無過失の不良品に対する賃金保障、補助要員の確保を要求して二三工場の鑄型工ほか鑄造工場労働者三、〇〇〇人が一〇月から一二月にかけて波状ストライキを実行し、これに連帯してボルジヒ社、B M A G社、フロール社のフライス盤工、組立工が同情ストライキをおこなった。このストライキではアナーキスト派労働者の活動がめだち、一時はD M Vと勢力を二分する勢いをみせたが、労使交渉によって労働者に有利な譲歩を雇用主からひき出すことに成功したD M Vの指導下に争議は収拾された<sup>11)</sup>。

鉄構造物製作所技術職員ストライキ(一九一二年) 技術職員同盟B T I Bに所属する同工場の技術職員二一八人が勤務条件の改善、週四二時間制、二五%の超過勤務手当、職員委員会の設置を要求して、一〇月一日から一二月八日までストライキを実行した。これはベルリンではじめての職員ストライキであったが、雇用主側の対抗手段と切り崩しによって失敗に終わった<sup>12)</sup>。

レーヴェ社ストライキ(一九一二年) 雇用主の黄色組合員に対する差別的優遇措置に反対して多数の現場の労働者数百人がストライキをおこない、差別待遇を撤廃させることに成功した<sup>13)</sup>。

ハルトマン社旋盤工ストライキ(一九一三年) 同社自動車工場の旋盤工九八人が賃金引上げを要求して五月二六

日からストライキに入り、雇用主側は同工場の残りの労働者全員一三九人をロックアウトした。その後、ストライキは裁断工場その他に拡がったため、雇用主側は労使交渉において譲歩し、六月二五日ストライキは終結した<sup>4)</sup>。

オーチス・エレベーター工場ストライキ(一九一三年) 賃金引上げと諸手当の改善を要求して工具工三〇人が六月一七日からストライキに入ったのに続いて、さらに機械工、機械組立工二三九人が八月一三日からストライキに加わった。しかし雇用主側はストライキ破りを使用して操業を継続し交渉を拒否し続けたため、ストライキは何らの成果もないまま一〇月二二日に中止された<sup>4)</sup>。

第一次世界大戦直前の数年間、ベルリン金属労働者のストライキ運動はいくつかの新しい傾向をみせながらも、全般に沈滞ぎみであった。新しい傾向とは、①D M V以外の組織からの働きかけ、とくに左派サンジカリスト・グループの影響が強まったこと、②ストライキ運動の担い手が半・不熟練労働者のほか、さらに下級職員層に拡がりをみせたことである。しかし他方、全国的には一九一二年のルール炭坑労働者ストライキや一九一〇年と一九一三年のドック労働者ストライキを頂点にドイツの労資対抗関係が極度に緊張し、金属||機械工業でもハノーヴァー、マグデブルグ、ハレなど中部ドイツ諸都市で大規模な労働争議が続発したにもかかわらず、機械工業が集中する首都ベルリンで金属労働者の運動が低調だったことは奇異な印象をまねがれない。ここではその理由として、①ベルリン金属労働者の労働条件が他地方や他部門と比較してすでに先行的相対的に改善されていたこと、少なくとも炭坑労働者やドック労働者になお残っていたような「原生的労働関係」はほぼ解消していたこと、②一九〇五年の電気工業の大労働争議の経験からD M Vが努めてストライキ運動の拡大を抑制し、とくに他地方での金属労働者の運動を支援する観点からベルリンでの大争議の発生を極力防ごうとしたこと、の二点を指摘するにとどめ、くわしい事情の解明は全国的なD

MV運動史と関連づけて別の機会にゆずりたい。いずれにしてもDMVベルリン地方本部の運動はようやく一定の限界に達しながら、その活動の重点はますます雇用主との平和的交渉による賃金協定の締結に向けられていった。

- (1) DMAZ, Nr. 16/1889; Der Metallarbeiter, Nr. 46/1889.
- (2) DMAZ, Nr. 43/1889, Nr. 46/1889.
- (3) DMAZ, Nr. 49/1889.
- (4) DMAZ, Nr. 38/1896; Schulte, a. a. O., S. 77.
- (5) DMAZ, Nr. 38/1897, Nr. 40/1897, Nr. 42/1897.
- (6) DMAZ, Nr. 44/1899, Nr. 46/1899; Der Metallarbeiter, Nr. 82/1899.
- (7) DMAZ, Nr. 10/1902.
- (8) DMAZ, Nr. 30/1902, Nr. 33/1902, Nr. 37/1902.
- (9) DMAZ, Nr. 41/1903, Nr. 49/1903.
- (10) DMAZ, Nr. 34/1904, Nr. 35/1904; Schulte, a. a. O., S. 110ff.
- (11) DMAZ, Nr. 38/1905, Nr. 40/1905, Nr. 41/1905, Nr. 45/1905; Die Neue Zeit, Nr. 5/1905; Correspondenzblatt, Nr. 41/1905, Nr. 42/1905; Bernstein, a. a. O., S. 322ff.; vgl. Die Sozialpolitik in den letzten Friedensjahren des Kaiserreichs (1905 bis 1914), 1. Band, Das Jahr 1905, bearbeitet von Hansjochim Henning, Wiesbaden 1982, S. 497ff.
- (12) DMAZ, Nr. 30/1906, 『ドイツ労働者の歴史』の第三冊末から六冊初めを全国的に拡大した鑄造工場ストライキの一部であった。  
Die Hilfe, Nr. 24/1906; vgl. 90 Jahre Industriegewerkschaft 1891 bis 1981, hrsg. von IG-Metall, Köln 1981, S. 150.
- (13) DMAZ, Nr. 35/1906, Nr. 40/1906.
- (14) DMAZ, Nr. 40/1908; Soziale Praxis, Nr. 18/1908.
- (15) Berliner Jahrbuch für Handel und Industrie, Jg. 1909, Bd. 1, S. 197.
- (16) Ebenda, S. 198.
- (17) DMAZ, Nr. 16/1911, Nr. 25/1911; Berliner Handbuch für Handel und Industrie, Jg. 1911, Bd. 1, S. 153.
- (18) DMAZ, Nr. 30/1911, Nr. 42/1911, Nr. 46/1911, Nr. 48/1911, Nr. 50/1911.

- (1) DMAZ, Nr. 47/1911; Berliner Jahrbuch für Handel und Industrie, a. a. O., S. 150ff.  
(2) Berliner Jahrbuch für Handel und Industrie, Jg. 1912, Bd. 1, S. 154ff.  
(3) DMV im 1913, a. a. O., Anhang S. 184.  
(4) Ebenda.

## 二二

そこで次にDMVベルリン地方本部が一九一三年に雇用主との間で締結した賃金協定について、交渉の経過と内容の要点をかいつまんでみておくことにしよう。

建設ブキ業賃金協定<sup>(1)</sup> 一九一一年に締結された建設ブキ業賃金協定が一九一三年三月末に期間満了となるのに先だち、雇用主側からこの協定の内容不変更のまま期間を一九一六年三月末まで三年間延長したいと申し入れがあった。労働者側はこれに対して内容の改正をとまなわない期間だけの延長には応じられないと回答、これをうけて雇用主側は同年三月末をもって協定を解消すると予告した。その後、協定の規定にもとづいて新協定締結のための労使交渉がおこなわれ、雇用主側は一九一四年三月末まで最低時間賃金をこれまで通り七九プフェンニヒとし、同年四月一日から一九一六年三月末までこれを八〇プフェンニヒとするという新しい提案をおこなったが、労働者側は三年間で一プフェンニヒの賃金引上げは少なすぎるとして反対し、三年間で五プフェンニヒの賃上げを要求した。結局この交渉では合意が成立せず、労使双方の請求でベルリン営業裁判所が調停にのりだし、二月二一日次の仲裁裁定を双方に示した。「現行の賃金協定を一九一六年三月三一日まで延長する。ただし最低賃金を一九一三年四月一日以降一時間当り八〇プフェンニヒ、一九一四年四月一日以降一九一六年三月三一日まで八一プフェンニヒとする」。続いて開かれ

た労働者側、雇用主側のそれぞれの集会でいずれも全会一致で裁定の受け入れを決定、DMVとベルリン建設ブリーキ業雇用主連盟、シャルロッテンブルグ・ブリーキ業同業組合との間に新しい賃金協定が締結された。DMVはその後さらに右の団体に加入していない建設ブリーキ業者と交渉し、この賃金協定の承認をとりつけた。

タバコ機械工賃金協定<sup>(2)</sup>　ベルリンのタバコ製造業二五工場の機械工九八人が共通の賃金・労働条件の実現をめざす運動を開始し、まずもつとも条件の悪いガルバート社の機械工一六人が雇用主に要求を提出して交渉を求めた。これに対して雇用主側ははじめタバコ製造業組合をつうじての交渉を望んだが、まもなく労働者側に譲歩して五月三〇日ガルバート社とDMVのあいだにタバコ機械工を対象とする最初の賃金協定が締結された。この協定はその後ただちに労働者の要求として他工場に提出され、一工場を除いて争議なしに承認された。労働者の要求を拒否したヘルプストリ社では、六月三〇日から七月二八日までストライキがおこなわれ、結局雇用主側が要求を認めた。この賃金協定は第一次大戦直前のベルリン金属労働者の賃金・労働条件のひとつの類型を示すものといえるので、次にその全文を紹介しておく。

#### タバコ機械工賃金協定<sup>(3)</sup>

第一条　労働時間　一日の労働時間は九時間、日曜祭日の前日は七時間とする。超過勤務は緊急時のみに限るが、作業上必要な場合はこれを拒否してはならない。超過勤務に対して最初の二時間は二五%、それを超える時間は五〇%の割増手当を支給するものとする。

第二条　賃金　一級タバコ機械工の入職時初給賃金を週五五マルクとし、六ヶ月後に五マルク、一年後にさらに二・五マルクを加給する。すでにこの最低賃金またはこれを超える賃金を支給されている一級タバコ機械工は、この

協定の発効と同時に週五マルクを加給される。ただし一級タバコ機械工とは各種タバコ製造用機械を運転することができ、また必要に応じて他の機械を扱うことができる者をいう。工場内で初めて技能を習得する二級タバコ機械工の初給賃金は週四五マルクとし、勤続六ヶ月後に二・五マルク、一年後にさらに二・五マルクを加給し、その後週五五マルクにたつするまで三ヶ月ごとに二・五マルクを加給する。それ以降は、養成工が一級タバコ機械工の必要条件を充足することを前提として、一級工と同様の加給をおこなう。他の工場でタバコ機械工として勤務したことがある者で、この協定のいう一級タバコ機械工とみなしえない者については、二級タバコ機械工についての規定を下まわらない範囲で任意に合意された賃金が支払われる。

第三条 機械の変更 タバコ機械工は、自分にまかされた以外の機械や技術上の作業についても、最善をつくす義務を負う。

第四条 休暇 休暇は五月一日から九月三〇日までのあいだにとるものとする。業務上やむをえない事情がある場合はこの限りでない。当工場に一二月三一日に勤務していた者は次年度に六日間の、五月一日に勤務していた者は当年内に三日間の休暇を与えられる。休暇日数は勤続一年につき二日、最高一二日まで延長される。休暇をとる場合は工場長の許可を必要とする。

第五条 予告期間 証明書によって一級タバコ機械工としての資格を証明した機械工は、入職の日からただちに四日の予告期間が適用される。資格を証明できなかった機械工には、最大二週間の試用期間については週四五マルクを下まわらない範囲で合意にもとづく賃金を支給する。試用期間後はこの協定を適用する。

第六条 労働紹介 タバコ機械工を必要とする場合、できるだけDMVタバコ機械工部会の労働紹介を利用しな



ればならない。

第七条 特別契約 この協定に違反する特別契約は認められない。この協定の発効をもって、これまでの取り決めは失効する。

第八条 紛争および争議 この協定に関する紛争および争議の調停はベルリン営業裁判所調停部の管轄とし、両当事者の一致がえられなかった場合はこれに提訴するものとする。

第九条 脱退 この協定にかかわる紛争以外の原因によるタバコ機械工のストライキの場合、またはタバコ機械工が調停官の決定に従わない場合には、DMVタバコ機械工部会が代替労働力を供給する義務を負う。労働紹介がおこなわれない場合は、この協定は破棄されたものとみなされる。

第一〇条 協定期間 この協定は署名の日から発効し、一九一五年五月一日まで有効とする。この期間満了の六週間前までに当事者の一方から解約予告がおこなわれなかった場合は、この協定は同じ予告期間をもってそのつとさらに一年間自動的に延長される。DMVベルリン地方本部は同文の協定を八週間以内に大ベルリン市の有力工場との間に締結し、さらにその後四週間以内にタバコ機械工二名以上を雇用するすべての工場との間に締結することを義務づけられる。

ベルリン 一九一三年五月三〇日(署名)

ガス溶接工賃金協定<sup>(4)</sup> DMV鍛冶工部会に所属するガス溶接工たちは、かねてから彼らの賃金・労働条件を独自の賃金協定によって統一的に規制することを希望していた。彼らはさまざまな業種の三五工場に雇用され、その多くはこれらの工場の他職種労働者のための賃金協定(たとえば建設金具工賃金協定、配管工賃金協定など)を適用されていた。

しかし調査の結果、ガス溶接工の賃金は時間当り四五フエンニヒから九〇フエンニヒ、労働時間は八時間から一〇時間と大きな差があり、彼らが要求する独自の賃金協定による統一的な賃金・労働条件の規制が必要なことが確認された。そこでDMVはさしあたり独立のガス溶接部門をもつ少数の工場で賃金運動を推進し、一〇月一日までにアモン社ほか五社との間でガス溶接工のための賃金協定を締結した。しかしカロヴェルク社では合意がえられず、一〇月一三日から同社のガス溶接工がストライキに入った。その後、雇用主側が文書による協定は認めないが、要求された条件を守ることを口頭で保証したため、同月一八日労働者はストライキを中止して職場に帰り、同時にDMVはガス溶接工の賃金運動の終結を宣言した。

航空機工業賃金協定<sup>(6)</sup> ヨハンニスタール飛行場周辺の航空機会社九工場の労働者五一〇人が集会を開いて、会社別に大きな格差のある賃金・労働条件を統一的に規定するために賃金協定を実現する運動を推進することを決定し、組合員が多かったDMVに運動の指導を依頼した。これに対して雇用主側はひとまず航空機カルテルをつうじて、①賃金協定は承認しない、②ストライキ労働者を他社が雇用しない、③違反した場合は三〇〇マルクから三、〇〇〇マルクの違約金によって制裁することを決定して、対決姿勢を示した。しかし航空機工業はまだ産業的基礎が安定せず受注競争が激しかったために、ストライキによる損失を避けるのが賢明だと判断した有力工場がDMVとの交渉に応じて賃金協定を締結し、まもなく他の工場もこれに続いた。

配管工賃金協定<sup>(6)</sup> ベルリンの配管工の多くは一九〇五年にDMVから分裂した全ドイツ金属労働者組合ADMVに所属し、政治的にすべての政党からの中立を標榜して独自の行動をとってきたが、一九一三年に賃金協定の更新をめぐる内紛を起し、配管工の大部分がADMVを脱退して新たにベルリン配管工労働組合VBRを結成した。このよ

うないきさつからVBRはADMVによる従来の賃金協定を継承するよりも独自に新しい賃金協定を締結することを望み、その際ADMVによる妨害工作を排除するという観点からDMVに共同行動をとることを要請した。DMVはそれまでADMVのいわば縄張りである配管工の賃金協定関係から除外されてきたが、建設プリキ工部会や建設金具工部会には相当数の配管工がふくまれていたから、VBRの要請はこれら配管工のための賃金協定を実現する願ってもない機会となった。こうしてVBRとDMVの共同作業の結果として、六月一三日にベルリン配管業雇用主組合とのあいだに配管工賃金協定が締結された。その要点は①配管工の最低時間賃金を一九一三年一〇月一日以降七二 $\frac{1}{2}$ プフェンニヒから七四 $\frac{1}{2}$ プフェンニヒに、さらに一九一四年四月一日以降七六 $\frac{1}{2}$ プフェンニヒに引上げる、②雇用主はベルリン配管業組合、VBR、DMVが共同で運営する労働紹介所をつうじて配管工を採用する、という二点にあった。この賃金協定によってDMVは新たに配管業の一七二企業に協定関係を拡大し、他方でDMVと対立してきたADMVの影響力はほとんど失われた。

- (1) DMV im Jahre 1913, a. a. O., S. 184f.
- (2) Ebenda, S. 185f.
- (3) Ebenda, S. 186f.
- (4) Ebenda, S. 188f.
- (5) Ebenda, S. 187f.
- (6) Ebenda, S. 190f.

## 結 語

第一次世界大戦前のD M Vベルリン地方本部の活動を当時の報告書や機関紙の記事からまとめてみる限り、その重点が、(一)賃金―労働条件の改善のための運動を組織、指導、統制し、または未組織労働者の運動を援助すること、(二)労働者の社会的権利の確立と防衛、とくに労働運動に参加したことを理由とするさまざまな圧迫や権利侵害に反対し、団結権の実質化をめざすこと、(三)賃金協定、労使対等の交渉―調停機関の実現をつうじて労働組合の社会的認知を確立すること、(四)相互扶助の原則にもとづく失業、傷病、無収入時のための共済制度の運営、にあったことが明らかである。また時の経過にともなつて右の四点の比重が変動し矛盾が生じたこと、すなわち当初は右の(一)と(四)が大きな比重を占めたのに対し後になるほど(二)と(三)の比重が増大し、組織の拡大強化のなかで大衆的エネルギーを動員する活力がむしろ低下する傾向が生じたことがうかがえる。ところでこれらの事実はかならずしも目新しいものでないといえるかも知れない。しかし重要なことは次の点にある。少なくとも当時の組合機関が残した記録資料にもとづく限りD M Vベルリン地方本部の活動は、のちの人びとがボス支配の労働貴族的組合の典型であるかのようにいう労働運動の理念と原則からの逸脱を立証しない<sup>(1)</sup>。しかし逆にそうしたことがなかつたことも立証しない。おそらく対立と論争は存在したであろう。しかし当時の記録資料はこのような問題に関しては空白であり、そこから何らかの結論を引きだすのは無理だということ、この点である。いいかえれば現在進められている個別事例研究とファクツファインディングの成果が、この歴史的問題の解明のための前提としていよいよ

よ重要となる。それと同時にこれらの研究成果を撮取するための指標として、労働組合運動の大勢を具体的に把えた概念像が必要であった。本稿は同時代人の記録資料にもとづいてこのような概念像の再構成を試みたが、右の諸点の確認をもって一応の結論としておきたい<sup>⑧</sup>。

- (1) ハンガリーの労働者の近世の例について vgl. Karl Heinz Roth, Die "andere" Arbeiterbewegung, München 1974; Frank Deppe u. a. hrsg., Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung, Köln 1977.
- (2) ドイツ労働組合研究の近年の状況について vgl. Klaus Schönhoven, Die deutschen Gewerkschaften, Frankfurt am Main 1987, Einleitung S.7ff.